

慶應義塾健康保険組合理事長 殿

雇用保険(失業給付等)の受給権について

扶養認定対象者 _____ は、
雇用保険法の失業給付の受給権を取得していますが、被扶養家族になるために受給権を放棄し、給付金を受けることはいたしません。健康保険組合に報告せずに給付を受けるなど、違反が判明した場合は被扶養者の資格を遡って喪失することを了承し、その期間うけた健康保険の給付等はすべて清算し、国民健康保険へ加入することを誓います。

平成 年 月 日

記号 _____ 番号 _____

被保険者氏名: _____ 印